公的データベース等の利活用に関する製薬企業調査報告① -利活用の可能性と課題-

医薬産業政策研究所 主任研究員 渡邉奈都子 医薬産業政策研究所 富樫満里子 主任研究員 医薬産業政策研究所 主任研究員 枝廣 誠

要約

- ●現在、厚生労働大臣等が保有する医療・介護に 関する公的データベースの仮名化情報の利用・ 提供や、他の仮名化情報、次世代医療基盤法に 基づく仮名加工医療情報との連結解析が制度的 に検討されている。
- ●こうした背景を踏まえ、製薬企業における公的 データベース等の利活用の実態や将来的な活用 に向けた期待・課題を明らかにすることを目的 として、日本製薬工業協会(以下、製薬協)の 医薬品評価委員会所属の加盟74社を対象にウェ ブアンケート調査を実施した。
- ●公的データベース等の活用実態については、全 回答の約4割が、活用または検討した経験があ ると回答し、一定の取組みが確認された。
- ●今後の活用意向については、全回答の約7割が 前向きであった。
- ●拡充が期待される情報としては、患者背景、カ ルテ由来、検査関連のデータが挙げられ、特に 臨床検査値、画像データ、医師所見、任意接種 の記録に対する要望が寄せられた。
- ●今後の利活用にあたっては、制度・運用面の課 題に加え、製薬企業側の理解や体制の整備も障 壁となっており、実務に即した制度設計と企業 側の体制強化の両面が求められる。

1. はじめに

近年、医療・介護分野におけるデジタル化の進 展に伴い、公的データベースを含む多様な医療情 報の二次利用に対する期待が急速に高まってい る。こうした期待を背景に、官民双方で医療情報 の利活用を促進する取組みが活発化しており、製 薬協においても、環境整備に向けた提言活動を継 続的に行ってきた。

これらの官民の取組みの方向性は、令和6年6 月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の 基本方針(骨太方針2024)」1)にも通じるものであ る。同方針では、全国医療情報プラットフォーム で共有される情報を新たな医療技術の開発や創薬 等に活用する環境の整備、および医療・介護分野 の公的データベースの利活用促進と、研究者・企 業等が質の高いデータを安全かつ効率的に活用で きる基盤の構築が明記された。

さらに、令和7年2月26日に閣議決定された「医 療法等の一部を改正する法律案」2)は、厚生労働大 臣等が保有する公的データベースの仮名化情報の 利用・提供、他の仮名化情報や次世代医療基盤法 に基づく仮名加工医療情報との連結解析を可能と するものであり、現在国会で審議中である。この 法案が成立すれば、既存制度下では困難であった 疾患横断的な解析やアウトカム評価、ライフコー スに基づく疾病負担分析等の高度な解析が今まで

¹⁾ 内閣府、経済財政運営と改革の基本方針2024、https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2024/ decision0621.html

²⁾ 厚生労働省、医療法等の一部を改正する法律案の閣議決定について(報告)、https://www.mhlw.go.jp/content/ 10801000/001421848.pdf

以上に可能となり、わが国におけるリアルワール ドデータ (RWD) 活用は新たな段階へ進展するこ とが期待される。

このような背景のもと、本稿では、公的データ ベースの仮名化情報としての活用が進展する現状 を踏まえ、製薬企業における利活用の実態や将来 的な活用に向けた期待、課題を明らかにすること を目的とする。具体的には、公的データベースの 利用経験や今後の活用意向、制度・運用面におけ る障壁、さらには利活用により期待される効果等 を網羅的に整理し、今後の制度設計や利活用を支 える運用基盤のあり方について考察を行う。

あわせて、企業における認知を高め、利活用の 意欲喚起を促すことを通じて、医療情報基盤を活 用したイノベーションの推進に向けた一助となる ことを期待する。

2. 調査方法

2-1. 調査の概要

本稿で取り上げる「公的データベース等の利用 状況や意向に関するアンケート調査」(以下、本調 **査**) は、製薬企業における公的データベースの利 活用の実態や今後の活用意向、課題を把握し、利 活用促進に資する基礎資料とすることを目的とし て、ウェブベースで実施したものである。調査に は Microsoft Forms を使用し、2025年 3 月14日か ら4月14日までの期間で実施した。

調査対象は、製薬協の医薬品評価委員会に所属 する加盟74社であり、原則として各社の研究、臨 床開発、市販後安全性、メディカル・アフェアー ズ、医療経済・アウトカムズリサーチの5部門を 対象に回答を依頼した。

実際の回答にあたっては、各部門において公的 データベースの利活用状況を把握している担当者 による社内での調整を経て、原則1部門1回答の 対応とした。また、データサイエンス部門など業 務横断的な部署に関連機能が集約されている企業 においては、業務単位での回答を可能とし、実態 に即した情報を収集するよう努めた。

調査は、回答者および企業名が特定されないよ う匿名形式で実施し、個別の回答内容が特定の企 業に紐づかないよう配慮した上で集計・分析を行 った。設問は、定量的な設問と自由記述形式の設 問を併用し、両者を組み合わせて分析を行ってい る。特に自由記述は、定量的な選択肢では把握し きれない具体的な課題や要望を補完する目的で設 けたものであり、分析に際しては共通する論点や 視点ごとに整理・分類した。

製薬協は、研究開発志向型の製薬企業が加盟す る業界団体であり3)、医薬品評価委員会は医薬品 の研究、開発、市販後安全対策・適正使用、メデ ィカル・アフェアーズ活動に関する技術的・制度 的課題の検討および政策提言を行っている40。本 調査は、医薬産業政策研究所が、同委員会の協力 を得て実施したものであり、収集された知見は、 今後の制度設計や実務環境の改善に向けたエビデ ンスとして活用することを意図している。

2-2. 調査の留意点と特徴

本調査は、製薬協医薬品評価委員会に所属する 加盟企業を対象に、原則として1社あたり最大5 部門への回答を依頼して実施したものである。こ のため、製薬業界全体の傾向や各企業の多様な実 態を統計的に反映しているとは限らないことに留 意が必要である。

一方で、実務を担う部門の視点に立脚した調査 である点に特徴があり、現場に根差した課題認識 や具体的なニーズを把握することを重視した設計 となっている。

また、調査では公的データベースと医療等情報 の活用拡大により想定される将来的なユースケー スに関する自由記述も併せて収集しており、その 分析結果は次報の「公的データベース等の利活用 に関する製薬企業調査報告②―格納情報の整理と

³⁾ 日本製薬工業協会、製薬協の概要「製薬協とは」、https://www.jpma.or.jp/about/about_jpma/association_information. html (参照: 2025/05/12)

⁴⁾ 日本製薬工業協会、組織「組織図と各委員会の概要」、https://www.jpma.or.jp/about/org/committee/index.html (参 照:2025/05/12)

ユースケース一」5)にて別途報告している。

2-3. 調査対象としたデータベース

本調査では、厚生労働大臣等が保有する医療・ 介護に関する各種公的データベースおよび、次世 代医療基盤法に基づく認定作成事業者が保有する 認定データベースを対象とした(NDB、介護DB、 DPCDB、予防接種 DB、障害福祉 DB、全国がん 登録 DB、難病 DB、小慢 DB、iDB、電子カルテ 情報 DB、自治体検診 DB、次世代 DB:正式名称 は表1を参照)。以下では、これらを総称して「公 的データベース等」と記載する。現在、これらの データベースについては、医療法等の法改正によ り仮名化情報としての連結解析が可能となる方向

で制度設計が検討されており、将来的には製薬企 業による研究・開発・市販後安全対策・メディカ ル・アフェアーズ等の非営業目的での活用が制度 上認められる見通しである。

また、医療等情報の二次利用については、医薬 産業政策研究所でもポジションペーパー7)を通じ て提案してきたように、EUの EHDS (European Health Data Space) 法などの海外動向も参考にし つつ、仮名化情報の提供体制の整備、申請手続き の一元化、クラウドを基盤としたリモート解析環 境の構築が政府により検討されており、企業によ る利活用の加速が期待されている8)。

なお、各データベースの概要については、次報5) にて詳述しているため、そちらを参照されたい。

表 1 調査対象とした公的データベースおよび認定データベースの一覧

	概要
匿名医療保険等関連情報データベース (NDB)	高齢者医療確保法に基づく匿名医療保険等関連情報データベース。 レセプトや特定健診情報などを収集。
匿名介護保険等関連情報データベース (介護DB)	介護保険法に基づき、介護給付費明細書や介護認定データを収集。
匿名診療等関連情報データベース (DPCDB)	健康保険法に基づき、DPC 制度に基づく診療情報や診療報酬 データを格納。
予防接種等関連情報データベース(予防接種DB)	予防接種法に基づき、接種記録や関連情報を管理。
障害福祉サービスデータベース(障害福祉 DB)	障害者総合支援法および児童福祉法に基づき、障害福祉サービスの提供実態を収集。
全国がん登録データベース(全国がん登録 DB)	がん登録等の推進に関する法律に基づき、全国のがん患者データを蓄積。
指定難病患者データベース(難病 DB)	難病法に基づき、指定難病患者の診療情報を管理。
小児慢性特定疾病児童等データベース (小慢DB)	児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病の患者情報を記録。
匿名感染症関連情報データベース (iDB)	感染症予防法に基づき、感染症の発生状況や患者情報を収集。
電子カルテ情報共有サービスのデータベース (電子カルテ情報 DB)	医療機関間の情報共有のために設計された電子カルテ情報の 管理データベース。
自治体検診情報データベース(自治体検診 DB)	自治体が実施する検診の結果や関連情報を集約・管理。
認定データベース	概要
次世代医療基盤法の認定事業者のデータベース (次世代 DB)	医療分野の研究開発促進のため、匿名加工医療情報および仮名 加工医療情報を取り扱う認定作成事業者が管理するデータ ベース。

出所:内閣府、「規制改革推進に関する中間答申」6)を基に医薬産業政策研究所にて作成

⁵⁾ 医薬産業政策研究所、「公的データベース等の利活用に関する製薬企業調査報告②-格納情報の整理とユースケース-」、 政策研ニュース No.75 (2025年7月)

⁶⁾ 内閣府、規制改革推進に関する中間答申 令和7年5月28日、https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/ opinion/250528.pdf

⁷⁾ 医薬産業政策研究所、「健康医療情報の効果的な利用に向けた情報の連携」、ポジションペーパー・シリーズ No.4 (2024 年11月)

⁸⁾ 厚生労働省、医療等情報の二次利用に係る現状と今後の対応方針について、https://www.mhlw.go.jp/content/ 10801000/001340998.pdf

表2 企業属性および部門別の回答件数と構成比

		内資系企業		外資系企業		計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全体		101	72.7%	38	27.3%	139	100.0%
部門別	研究	14	13.9%	2	5.3%	16	11.5%
	臨床開発	24	23.8%	12	31.6%	36	25.9%
	市販後安全性	34	33.7%	10	26.3%	44	31.7%
	メディカル・アフェアーズ	25	24.8%	10	26.3%	35	25.2%
	医療経済・アウトカムズリサーチ	4	4.0%	4	10.5%	8	5.8%
	合計	101	100.0%	38	100.0%	139	100.0%

注:「内資系企業」は日本国内に本社を有する企業、「外資系企業」は海外に本社を有する企業の日本法人として区分している。 出所:「公的データベース等の利用状況や意向に関するアンケート調査」結果を基に医薬産業政策研究所にて作成

3. 回答者の属性

本調査は、製薬協医薬品評価委員会に加盟する 企業を対象に、各社から最大5部門(研究、臨床 開発、市販後安全性、メディカル・アフェアーズ、 医療経済・アウトカムズリサーチ) にわたる回答 を依頼し、計139件の有効回答を得た(企業単位で はなく延べ部門件数として集計9) (表2)。

内訳として、内資系企業からは101件(72.7%)、 外資系企業からは38件(27.3%)の回答が寄せら れた。また、回答者の所属部門として最も多かっ たのは市販後安全性(44件、31.7%)であり、次 いで臨床開発(36件、25.9%)、メディカル・アフ ェアーズ (35件、25.2%)、研究 (16件、11.5%)、 医療経済・アウトカムズリサーチ (8件、5.8%) と続いた。

4. 結果

4-1. 公的データベース等の利用経験と検討状況

今回の調査では、まず「現在、または過去に公 的データベース等を使用した研究・分析を行った ことがあるか」という設問を通じて、公的データ ベース等の活用経験の有無について確認した。そ の結果、全体の回答139件中、「現在または過去に 実施したことがある(自社主導・共同研究を含む)| が19件(13.7%)、「実施したことはないが、検討

したことがある」が40件(28.8%)であり、合わ せて59件(42.4%)が何らかの形で公的データベー ス等の活用を検討・経験していると回答した。企 業の本社所在地による違いに着目すると、外資系 企業においては活用経験・検討割合が55.3%と、内 資系企業の37.6%より高い傾向が示された (図1)。また、部門別にみると、メディカル・ア フェアーズ23件(65.7%) および医療経済・アウ トカムズリサーチ5件(62.5%)において、活用 経験・検討割合が比較的高かった。

具体的に活用した、あるいは活用を検討したこ とのあるデータベースとしては、NDBが最も多く 47件(79.7%)であった。次いで、次世代DB(次 世代医療基盤法の認定事業者のデータベース)が 25件 (42.4%)、DPCDBが14件 (23.7%)、難病DB が11件(18.6%)、全国がん登録DBが10件(16.9%) と続いた(図2)。

なお、これらは「公的データベース等の活用に ついて検討・経験あり」と回答した59件を母数と して集計した割合である。

また、公的データベース等を使用した研究・分 析において直面した課題に関する自由記述回答を 整理した結果、共通して指摘された論点が複数明 らかとなった (表3)。具体的には、「制度・運用 面の課題」として、利用時の申請・審査手続きの

⁹⁾ 複数部門に回答を依頼したため、実際の回答企業数は特定していないが、内資・外資ごとの部門別の最大回答数から少 なくとも46社以上が回答したと推察される。

図 1 公的データベース等の活用経験・検討状況



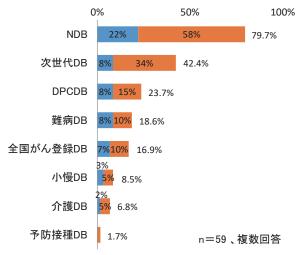
- ■現在または過去に実施したことがある
- ■実施したことはないが、検討したことがある
- ■実施したことはなく、検討もしたことがない
- わからない
- ■回答できない

注1:「内資系企業」は日本国内に本社を有する企業、「外資 系企業」は海外に本社を有する企業の日本法人として 区分している。

注2:「現在または過去に実施したことがある」の選択肢に は、自社が主導した研究に加え、他機関との共同研究 として実施した事例も含まれる。

出所:「公的データベース等の利用状況や意向に関するアン ケート調査」結果を基に医薬産業政策研究所にて作成

図2 活用経験・検討状況のある公的データベー ス等の種類別割合



- ■現在または過去に実施したことがある
- ■実施したことはないが、検討したことがある

注:「現在または過去に実施したことがある」の選択肢には、 自社が主導した研究に加え、他機関との共同研究として 実施した事例も含まれる。

出所:「公的データベース等の利用状況や意向に関するアン ケート調査」結果を基に医薬産業政策研究所にて作成

公的データベース等の活用において直面した課題の整理 表3

大項目	中項目	小項目
制度・運用面の課題	申請・審査手続きの煩雑さ	・申請・承認プロセスが複雑で、社内外の調整に時間を要する・企業単独では対応困難で、継続的なデータ活用に支障・商用データと比較して制度面での柔軟性に乏しい
	データ提供の遅延 ・不確実性	・提供までに1年以上を要することがあり、研究計画や予算管理と整合しない ・提供時期の見通しが立たず、投資判断やリソース配分が困難 ・商用データと比較してスピード感に欠け、適時性の高い研究に不向き
	利活用コストの 負担	・総コストの予測が困難で、見積もりに課題がある ・解析に外部支援や専門リソースが必要となり、コストが高額になりやすい ・費用対効果の観点から商用 DB を選択せざるを得ない状況
	セキュリティ・ 解析環境に関する 制約	・セキュリティ要件の厳格さにより、利用環境が制限される ・データ抽出・公表に関する制約が厳しく、柔軟な解析が困難 ・解析環境の整備や手順作成に時間・リソースを要する
データ面の課題	データの信頼性に 関する懸念	・GPSP/GCP 基準への適合性に対する懸念 ・必要な項目や精度を満たさず、申請資料としての活用が難しい ・承認申請・再審査等に活用できるかの判断が難しい
	データ構造・内容 に起因する制約	・コード体系の複雑さや保険病名などにより、疾患名や診断情報の特定が困難 ・アウトカム情報や死亡データの欠如・非構造化 ・データベース単体では情報の欠如により、アウトカム評価が制限される
製薬企業側の課題	社内体制・人材の 不足	・データベースに精通した人材が社内に少なく、専門性を補う体制が構築されていない ・分析結果の妥当性や信頼性を評価・保証する知見が十分に蓄積されていない ・外部に依存する体制となり、社内に知識やノウハウが蓄積されにくい
	公的データベース 等への理解の不足	・データ提供時期や構造に関する仕様情報が乏しく、実務上の準備やリソース配分が困難 ・適切なデータベースの選定に必要な情報への理解が不十分 ・制度趣旨や公益性に関する理解が不十分

注:本表は、公的データベース等の使用経験に関する自由記述回答をもとに、主な課題を大項目・中項目・小項目の3階層で分類・整 理したものである。内容は複数の回答に共通した論点を中心に再構成している。

出所:「公的データベース等の利用状況や意向に関するアンケート調査」結果を基に医薬産業政策研究所にて作成

煩雑さ、データ提供までの期間の長さや不確実性、 費用の見積もりの困難さやコスト負担、セキュリ ティ要件や解析環境の制約などが挙げられた。

「データ面の課題」では、精度や活用可否の判断 が難しいといったデータの信頼性に関する懸念、 コード体系の複雑さや構造上の制限、アウトカム 情報の欠如といった点が指摘された。アウトカム 情報については、将来的に他のデータベースとの 連結が実現すれば一定の補完が期待されるもの の、現時点では連結されておらず、単独利用では 依然として制約となっている。

さらに、「製薬企業側の課題」として、社内体制 や人材の不足に加え、制度やデータベースの構造、 運用ルールに対する理解の不十分さが利活用を妨 げる要因となっていることも明らかとなった。

これらに加えて、個別のデータベースの課題と しては、次世代 DB について、対象となる症例数 の少なさに対する懸念が多く挙げられていたこと から、他のデータベースとの比較においても実務 上の課題として認識されている。

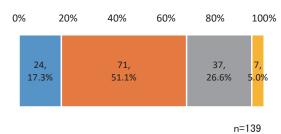
4-2. 公的データベース等の活用意向と展望

今後の研究・分析活動における公的データベー ス等の活用意向については、全回答の68.3%が前 向きな意向(「強く意向がある|「意向がある|)を 示し、特に「強く意向がある」との回答は17.3% に上った。一方で「あまり意向はない」「意向はな い」とした回答も一定数認められ、全回答の31.7% を占めた(図3)。

また、過去の活用経験と将来的な活用意向には 明確な傾向がみられた。「現在または過去に実施し たことがある | と回答した部門では、78.9%が将 来的な活用意向について、「強く意向がある」とし ており、活用経験が意向の形成に影響を及ぼして いる可能性が示唆される。一方、「実施したことは なく、検討もしたことがない」部門では「強く意 向がある」とした回答は1.3%にとどまっていた (図4)。

データベース別の活用意向をみると、NDBに対 する活用意向が最も高く、全回答の94.7%が「積 極的に活用を検討したい | または「活用を検討し

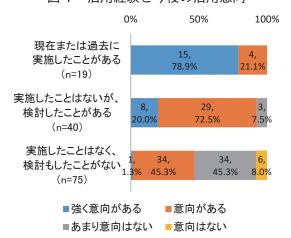
図3 今後の公的データベース等の活用意向



■強く意向がある ■意向がある ■あまり意向はない ■ 意向はない

出所:「公的データベース等の利用状況や意向に関するアン ケート調査」結果を基に医薬産業政策研究所にて作成

活用経験と今後の活用意向 図 4



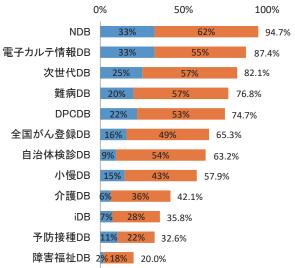
注:本図は、公的データベース等の活用経験の有無別に、今 後の活用意向を構成比で示したものである。

出所: 「公的データベース等の利用状況や意向に関するアン ケート調査」結果を基に医薬産業政策研究所にて作成

たい」と回答した。次いで、電子カルテ情報 DB (87.4%)、次世代DB (82.1%)、難病DB (76.8%)、 DPCDB (74.7%) と続き、いずれも高い関心が寄 せられている(図5)。なお、図5の結果は、今後 の研究・分析活動において「強く意向がある」ま たは「意向がある」と回答した95件を母数とし、 それぞれのデータベースについて「積極的に活用 を検討したい」または「活用を検討したい」と回 答した割合を示している。

また、「公的データベース等の活用により、これ まで実施できなかった研究・分析が可能になるか | との設問に対しては、全回答の82.7%が「はい」と 回答した(図6)。この傾向は部門にかかわらず一 貫しており、業界全体の高い期待が示された

図 5 活用意向がある回答者における各公的デー タベース等の活用検討割合



n=95. 複数回答

■積極的に活用を検討したい ■活用を検討したい

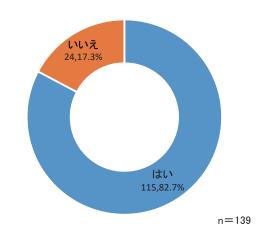
注:本図は、今後の研究・分析活動における公的データベー ス等の活用について、「強く意向がある」または「意向 がある」と回答した95件を対象に、それぞれのデータ ベースに対して「積極的に活用を検討したい」または 「活用を検討したい」と回答した割合を集計したもので

出所:「公的データベース等の利用状況や意向に関するアン ケート調査」結果を基に医薬産業政策研究所にて作成

(図7)。

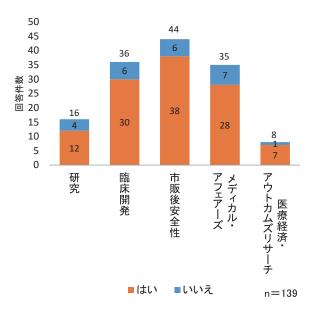
「これまで実施できなかった研究・分析が可能に なる」と回答した理由としては、自由記述回答に おいて、特に「網羅性・悉皆性」や「患者単位で の追跡性」、および「複数のデータソースの統合的 活用」に対する期待が多く寄せられた。全国規模 で収集されるレセプトや臨床情報等の活用によ り、小児や希少疾患など対象集団が限られる領域 でも、十分な症例数に基づく解析が可能になると の見解が示されていた。また、死亡日などのアウ トカム指標を含むデータ構造により、長期的な転 帰評価やサバイバル解析といった従来困難であっ た分析が実現できるとの指摘も複数みられた。さ らに、NDB、次世代 DB、全国がん登録 DB、難 病 DB、予防接種 DB など、各種データベースの 情報を連結し、診断から治療・予後に至るまでの 患者のライフコース全体を通じた一貫したデータ として統合的に活用することにより、疾患進展メ カニズムの解明、治療介入効果の精緻な評価、リ

図6 公的データベース等の活用による研究・分 析の可能性



出所:「公的データベース等の利用状況や意向に関するアン ケート調査」結果を基に医薬産業政策研究所にて作成

公的データベース等の活用による研究・分 図 7 析の可能性(部門別)



出所:「公的データベース等の利用状況や意向に関するアン ケート調査」結果を基に医薬産業政策研究所にて作成

スク評価の高度化が可能になることへの期待も高 かった。

加えて、「データ項目の多様化と構造化の進展 | も新たな研究可能性を広げる要因として挙げられ た。予防接種歴、介護情報、自治体検診情報など、 商用データベースでは取得困難な変数が公的デー タベース等に含まれることで、医薬品の有効性・ 安全性評価、副反応のシグナル検出、患者層別化

といった高度な分析が可能になるとの声があっ た。特に、予防接種 DB については、定期接種情 報を含む網羅的な接種歴の把握が可能となること に加え、NDB や電子カルテ DB など他のデータ ベースとの連結により、接種の有無と疾患発症や 重症化、さらには長期的な健康アウトカムとの関 連を分析することができる点が期待されていた。 また、こうした項目の整備が進むことで、実臨床 に即した精度の高いアウトカム評価や、個別化医 療への応用も視野に入るとの見解があった。

さらに、公的データベースの「全国レベルの大 規模なデータサイズ」により、希少イベントの解 析や対照群の設定など、統計的信頼性を高めるた めの分析が可能となり、観察研究の質が大幅に向 上するとの意見も寄せられた。これにより、臨床 試験では得られない、実臨床下でのリアルワール ドエビデンスの創出が可能になることが期待され ていた。

また、公的データベース等は、「行政政策に資す る実証研究の基盤 | としての役割も期待されてい た。たとえば、予防接種率の改善施策、医療・介 護費用の構造分析、疾病による社会的・経済的負 担の推計などに活用されることで、エビデンスに 基づく社会保障政策の立案に資することが可能に なるとの見解も複数見られた。

なお、近年の「法制度整備や情報連携プラット フォームの構築の進展」により、データベースへ のアクセス環境や申請手続きの簡素化が進み、従 来は企業にとってアクセスが困難であったが、今 後はより利用しやすい環境となることも、利活用 促進の後押しになると期待されていた。

一方で、「これまで実施できなかった研究・分析 が可能になるか」という問いに対して「いいえ」 と回答した理由としては、「社内体制の未整備や対 象疾患に関する情報の不足、データアクセスの煩 雑さ、費用面での懸念」に加え、「公的データベー ス等の有用性を十分に実感できていない」とする 意見もみられた。これらの点は、今後の利活用促 進に向けた課題として留意する必要がある。

4-3. 不足している情報・データ項目と活用ニーズ

公的データベース等において現在不足している と認識されている情報・データ項目と、それらの 拡充が期待される具体的な活用目的について自由 記述形式で意見を収集した結果、指摘された情報 不足は多岐にわたり、研究・開発・薬事・政策な ど多様な局面において高度な利活用への期待が広 がっていることが明らかとなった。指摘された主 な不足項目とその活用目的について、分類結果を 表4に示す。

まず、患者背景に関する情報については、年齢、 体重、居住地、社会経済状況、Personal Health Record (PHR) に代表される日常生活データ、妊 娠・出産関連情報など、医療情報と組み合わせて 患者を多面的に把握するための基礎データが不十 分であるとの指摘が多かった。これらの情報は、 疾患リスク要因の特定や医薬品の有効性・安全性 評価における交絡因子調整、公平性の観点を含む 政策評価において不可欠とされている。

次に、カルテ由来の情報については、医師コメ ントや臨床所見、治療中断理由、治療効果の記述、 画像所見など、医師による臨床判断や患者状態を 質的に捉えるための情報の構造化と標準化が求め られていた。これらが整備されることで、薬効評 価や安全性検討、薬事承認申請におけるエビデン ス活用の可能性が大きく広がると期待されてい る。

検査情報についても、バイタルサイン、臨床検 査値、画像・病理データ、バイオマーカー、遺伝 子検査結果などの拡充が求められた。これにより、 疾患の診断・予後予測、副作用の把握、治療モニ タリング、アウトカム指標の補完などが可能とな る。

なお、自由記述の中でも特に記載が多く見られ たのは、臨床検査値、画像データ、カルテ由来の 情報(医師コメント、臨床所見、診療録など)、お よび任意接種のワクチン接種記録であり、これら の整備・利活用に向けた要望が多数寄せられた。

表4 不足していると認識される情報・データ項目とその活用目的の整理

大項目	中項目	活用目的
患者背景 情報	・月齢・日齢などのより詳細な年齢情報 ・体重・身長などの身体的測値 ・居住地情報(都道府県・市区町村レベル) ・人種・民族 ・社会経済的背景状況(学歴、世帯年収など) ・日常生活データ(PHR、食事内容、筋肉量など) ・妊娠・出産に関する情報(母子手帳の記載事項など) ・乳幼児・小児健診、学校健診、定期健康診断データ	✓患者属性による比較・傾向分析 ✓有効性・安全性評価における交絡因子の調整やリスク評価 ✓海外データとの比較や国際的な差異の検証 ✓社会経済的背景を考慮した健康格差・政策研究 ✓ライフコースに基づく健康・発育の縦断的研究 ✓妊婦や小児を対象とした医薬品曝露の評価と追跡調査 ✓小児の成長や体重当たりの医薬品暴露量と有害事象の分析 ✓日常生活データを用いた実生活ベースの健康研究
カルテ情報	・医師記載の臨床所見、診療サマリ、画像所見 ・診断・処方・治療歴およびその変更・中止理由 ・治療の有効性評価、予後に関する情報 ・副作用発言と原疾患進行の区別に関する医師判断 ・転帰および転帰日 ・PRO(Patient Reported Outcome)データ	✓臨床開発における薬効評価 ✓薬事承認申請時の実臨床データとしての利用 ✓特定の患者群における薬剤応答性の解析 ✓アンメットメディカルニーズの探索 ✓病態の進行パターンや速度の分析 ✓治療後に発症した疾患と治療の因果関係
検査情報	・バイタルサイン(体温など) ・詳細な臨床検査値 ・画像検査データ、眼科検査データ ・病原体および感染症検査結果 ・バイオマーカー・病理検査結果 ・がん遺伝子パネル検査結果	✓疾患の進行、予後予測 ✓医薬品の有効性・安全性評価 ✓治療コントロールや疾患モニタリング ✓製造販売後データベース調査 ✓共変量やアウトカム指標としての活用 ✓検査値と疾患の関係性の解明
その他	・任意接種のワクチン接種記録(接種有無、接種日など) ・時間単位のデータ(時・分・秒単位) ・購買情報	✓任意接種ワクチンの接種促進や定期接種化に向けた検討✓任意接種後の副反応シグナルの検出✓超急性期における研究・分析✓購買履歴と健診データを組み合わせた疫学研究

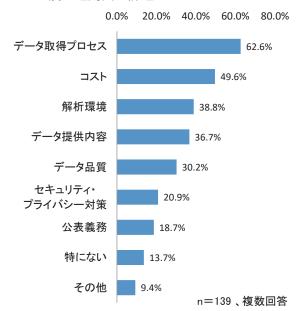
注:本表は、公的データベース等の整備・拡充に関する自由記述回答をもとに、不足が指摘された情報・データ項目と、それらに対す る具体的な活用ニーズを項目別に分類・整理したものである。

出所:「公的データベース等の利用状況や意向に関するアンケート調査」結果を基に医薬産業政策研究所にて作成

4-4. 制度・運用における課題と利活用促進の論点

公的データベース等の利活用に際し、データの 内容そのもの以外で課題と感じる点について複数 回答で尋ねた結果、最も多く挙げられたのは「デー タ取得プロセス(アクセス手続き・申請フローの 煩雑さ・利用目的・期間等)」で、全回答の62.6% を占めた。次いで、「コスト(データ取得・維持・ 解析等に係る費用)」が49.6%、「解析環境(解析 ツール・インフラ等の整備状況)」が38.8%、「デー タ提供内容(提供されるデータの形式・範囲・更 新頻度等)」が36.7%と続いた。そのほかにも、デー タ品質(30.2%)、セキュリティ・プライバシー対 策(20.9%)、公表義務に関するルール(18.7%) などが挙げられており、課題は技術的な要素を含 むものにとどまらず、規定や管理面に関する要素 など多岐にわたることが明らかとなった。一方、 「特にない」とした回答は13.7%、「その他」は9.4% であったが、その自由記述の多くは「使用経験が ないため判断できない」とする内容であり、課題 認識そのものが形成されていない状況も一部にみ られた (図8)。

図8 公的データベース等の利活用における制 度・運用面の課題



出所:「公的データベース等の利用状況や意向に関するアン ケート調査」結果を基に医薬産業政策研究所にて作成

これらの定量結果を補完する目的で、制度・運 用面に関する自由記述を通じて具体的な問題点や 要望を収集した結果、定量設問で設定された7項

目に沿った領域で、多くの自由記述が集まり、そ れぞれに関して具体的な改善要望が挙げられた (表5)。

特に、利用時の申請手続きの煩雑さや情報の不 透明性、費用の妥当性や見積もりの困難さ、解析 環境の未整備、データ形式や更新頻度のばらつき といった実務上の課題に対しては、切実かつ具体 的な改善要望が多く寄せられた。

たとえば、「データ取得プロセス」に関しては、 申請フローの複雑さや提供までの所要期間の長さ への言及が多く、複数の公的データベースが異な

る所管・運用体制の下で管理されている現状では、 ルールや申請様式が統一されておらず、連結利用 を希望する場合の手続きが煩雑になるという課題 も挙げられた。「コスト」については、費用構造の 透明性が十分に確保されていないとの指摘が複数 寄せられ、特に総コストの見積もり困難性や価格 体系の不明瞭さが、利活用判断の障壁となってい る実態が明らかとなった。「解析環境」に関して は、商用データベースと比較して操作性が劣ると の指摘や、クラウド環境を含む柔軟なインフラ整 備への要望が示されており、とりわけオンサイト

表5 公的データベース等の利活用における制度・運用面の課題に関する課題と要望の整理

	課題とする項目	主な要望	具体的な問題点や要望
1	データ取得プロ セス	-申請フローの簡素化・標準化 -データ提供までの期間の短縮と明確化 -窓口の一本化 -プロセス全体の情報提供の強化	手続きの煩雑さと提供の遅さが最大の課題として挙げられ、特に、「申請フローの複雑さ」や「提供までの時間の長さ」、「プロセス全体に関する情報不足」の指摘が多かった。各データベースの所管の分散により手続きが煩雑化し、申請プロセスの負担が高いために、商用 DB の利用を優先せざるを得ない実態も報告されている。
2	コスト	- コストの明確化と妥当性の担保 - 見積り取得の簡素化 - 包括的な定額契約の検討 - 利用頻度に応じた価格調整の導入	価格の透明性と妥当性に対する要望が多く寄せられた。特に、総コストの見積もりが困難であり、取得・維持・解析にかかる費用の全体像が把握しにくいとの指摘があった。また、都度の契約や見積取得の手間を軽減し、費用の予見性を高めるため、一定期間の包括契約を整備すべきとの意見もあった。
3	解析環境	-使いやすい解析ツール・インターフェースの提供-クラウド・リモート環境での利用拡大-オンサイト環境の緩和	解析ツールやインフラの制約に関しては、商用 DB 並みの 使いやすさやユーザーフレンドリーな解析ツールの提供、 クラウド環境(HIC)で利用可能な DB の拡充、仮想環境 (Docker 等)の活用、リモート利用の可能性、再解析への 対応などが求められており、オンサイト環境の利用条件の 厳しさも課題として挙げられた。
4	データ提供内容	- 必要なデータ項目・構造の事前把握 - データ形式・更新頻度の明確化 - 構造化・非構造化データの拡充 - 更新状況の透明化と整合性の確保	提供されるデータの形式・範囲・更新頻度への不透明さに 起因する課題が多く挙げられた。特に、必要な情報の有無 や欠損率、データ構造の事前共有など、利活用の初期段階 での判断材料が不足しているとの指摘が目立った。また、 データ種類の拡充や更新頻度の向上、更新状況の随時公表 などの改善要望が示された。
5	データ品質	- 規制要件に適合する品質基準の明確化 - 国・第三者による信頼性担保体制の整備 - PMDA 等による支援体制の構築	公的データベースをGCPやGPSP省令下での承認申請等に活用する上で、「データの信頼性担保」が大きな課題とされ、どの程度の品質であれば規制上許容されるのか不透明であり、「国による品質保証」や「第三者機関によるバリデーション」、「PMDA等による体制構築支援」の必要性が複数指摘された。
6		- 実効性のある情報保護ルール設計 - 過度な制約の緩和による実務負担軽減	「個人情報保護には最大限の配慮が必要」との前提に立ちつつも、「現実的な運用を可能にするルール設計が求められる」や「対策が過剰で実務に支障をきたしている」との指摘が見られた。
7	公表義務	- 公表ルールの明確化 - 公表義務の趣旨に応じた柔軟な対応 - 公表に適した場の整備	公表条件が不明確であることに加え、有害事象の発生頻度など簡易な集計結果を扱う研究では学術的な新規性に乏しく、論文化が難しいケースも多いため、公表義務と実際の公表手段との間で板挟みとなる懸念が示された。このため、解析結果を掲載・共有できる場を含めた公表の受け皿の整備を求める声も見られた。

注:本表は、公的データベース等の利活用における制度・運用面の課題に関する自由記述回答をもとに、共通性の高い要望を項目ごと に抽出・分類したものである。

出所:「公的データベース等の利用状況や意向に関するアンケート調査」結果を基に医薬産業政策研究所にて作成

条件の厳しさに起因する実務上の制約に対する改 善が強く求められている。「データ提供内容」に関 しては、提供データの形式、範囲、更新頻度に関 する明確な仕様情報の不足が指摘され、構造化・ 非構造化データの分類や更新情報の適時な提示な ど、データの利用可能性や利便性の向上につなが る運用上の工夫が期待されていた。「データ品質 | については、公的データベース等が研究等に用い られる際の信頼性担保の仕組みが不透明であると の意見が散見され、データの信頼性を担保するた めの体制や活用の可否判断に関する明確な基準の 提示が課題とされていた。「セキュリティ・プライ バシー対策」については、「過度な制約が現実的な 利活用を困難にしている」との声がある一方で、 「最大限の個人情報保護が必要である」との認識も 併存しており、バランスの取れた制度設計の必要 性が指摘された。さらに、「公表義務」に関して は、その条件が不明確であることが活用判断を難 しくしているという意見が寄せられた。たとえば NDBでは、提供申出書に記載した公表時期や方法 (論文、報告書、学会、研究会等) に基づき研究成 果を公表することが求められ、公表前には成果物 を厚生労働省に報告し、確認・承認を受ける必要 があるなど、一定の制度的手続きが定められてい る10)。実施した研究の内容によっては、学術論文 としての公表に適さないケースもあり、特に、特 定疾患における副作用や有害事象の発生頻度のよ うな簡易な集計結果など、必ずしも論文化に適さ ない研究についても何らかの形での公表が求めら れる場合、義務的な公表要件と研究成果の特性と の間で調整を要する場面が生じることから、実務 上の対応に苦慮するという声が挙げられた。

続いて、データ申請から提供までに許容される 期間についての自由記述分析では、7割以上が「3 か月以内」を希望し、その中でも「1~2か月以 内」が望ましいとする回答が多かった。加えて、 「照会事項への対応等、即時対応が求められるケー スもある」との声もあり、提供までのタイムライ

ンが実務スケジュール、とりわけ開発や薬事戦略 上の重要な制約要因になっている実態が浮かび上 がった。これらの状況を踏まえれば、迅速な提供 を実現するための制度設計や、活用目的に応じた 柔軟な提供スキームの構築が急務である。

また、1利用あたりの許容可能な利用料に関す る自由記述では、100万円未満から3.000万円超ま で幅広い見解が寄せられた。この背景には、研究 目的やプロジェクトの特性によって適正額が大き く異なるという事情に加え、そもそも公的データ ベース等の利用に際して想定される費用感をつか めていない実態もあると考えられる。実際、前設 問で「コスト」を課題として選択した回答者から は、費用の透明性や予見可能性の欠如に対する懸 念が多く寄せられ、取得から解析までにかかる費 用の全体像が把握しにくいことが課題として指摘 されており、今後は、目的や利用形態に応じた柔 軟でわかりやすい価格体系の設計と、公的資源と しての位置づけを踏まえた適切な費用水準の設定 が求められる。

さらに、調査の最後に、制度・運用に限定せず 広く意見・要望を募る自由記述形式の設問を設け た。本設問は、事前に尋ねた「データの内容その もの以外で課題と感じる点」に関する定量・定性 の設問と重複する回答も多く含まれていたため、 それらと明確に重なる記述は除外し、内容的に新 たな観点や視点を示している意見に着目して整理 を行った。その結果、今後の利活用促進に向けた 重点的な論点として以下の4点が抽出された。

(1) 利活用事例に関する情報の不足

他社における過去の利用実績、活用に要した費 用や期間、得られた成果などの情報が共有されて おらず、企業が活用を検討する際の判断材料が乏 しいという課題が指摘された。

(2) 初回利用時の参入障壁の高さ

初めて公的データベース等の利用を検討する企 業にとって、制度の複雑さや不確実性が心理的・ 実務的な障壁となっており、安心して参入できる

¹⁰⁾ 厚生労働省、「匿名医療保険等関連情報データベース (NDB) の利用に関するガイドライン 第3版」、https://www. mhlw.go.jp/content/12400000/001480184.pdf

環境が整っていないとの意見が多く寄せられた。

(3) 各データベース特性に関する情報の不透明さ 公的データベース等の特性や「独自の強み・弱 みし、他のデータソースとのすみ分けが明示されて おらず、目的に応じた適切な選択が困難であると の課題が指摘された。

(4) 社会的意義の理解の不足

公的データベース等の利活用が単に企業の研 究・分析にとどまらず、医療政策や社会保障に資 するものであるということが国民に十分に伝わっ ておらず、社会的な支持・信頼の醸成が課題とし て指摘された。

5. まとめ・考察

5-1. 公的データベース等の利用経験と検討状況

本調査の結果、公的データベース等の活用は、 全回答の約4割の回答が何らかの検討または活用 経験を有すると回答しており、一定の取組みがみ られる一方で、今後の更なる展開の可能性も残さ れていることがうかがえる。企業属性別に見ると、 外資系企業における活用経験・検討割合が55.3% と、内資系企業の37.6%を上回っていた。こうし た傾向は、欧米におけるデータ基盤整備や制度的 枠組みの成熟、本国からの方針展開などを背景に、 外資系企業では社内のデータサイエンス体制の整 備や RWD の活用が内資よりも相対的に進みやす い環境にあることが一因ではないかと推察され る。

活用経験のあるデータベースとしては、NDBの 利用が突出して多かった。その背景には、NDBが レセプト情報を中心とした全国レベルの悉皆性を 有し、汎用性が高く多様な研究目的に対応できる こと、さらに制度面・技術面の整備が比較的進ん でいる11)ことから、企業による活用が進みやすい 環境が整っている点が考えられる。活用が少なか った公的データベース等の中には、制度整備や運 用体制が十分に確立されておらず、現時点では企 業による利活用が現実的に困難なものも含まれて

いる。実務上の運用スキームが未整備であるなど、 活用の前提条件自体が整っていない場合もあり、 活用実績の少なさが必ずしも需要の低さを意味す るわけではない点に留意が必要である。

また、実際に公的データベース等の活用経験が ある企業からの声を踏まえると、制度・運用、デー タ、企業体制といった複数の側面にまたがる課題 が相互に関連し、実務上の障壁となっている実態 が浮かび上がった。たとえば、手続きの煩雑さや 提供時期の不確実性といった制度・運用面の問題 は、社内体制や知見の不足といった企業側の課題 と複雑に絡み合い、商用データベースと比較した 際の実用性の低さという印象を助長している。

次世代 DB に関しては、対象となる症例数の少 なさへの懸念が多く挙げられたが、令和7年5月末 日現在、同法に基づく協力医療情報取扱事業者(い わゆる「協力機関」)は153機関にとどまっており、 その多くが大学病院や国立病院機構などの大規模 医療機関で占められている120。このため、地域的 な偏在や症例規模のばらつきが存在し、利活用に 際しての一定の制約となっている可能性がある。

したがって今後は、制度設計や技術基盤の向上 に加え、企業側でも制度趣旨への理解を深め、体 制整備を進めることが重要である。制度側と利用 者側の双方が相互に成熟していくことが、公的 データベース等の活用促進に向けた鍵となる。

5-2. 公的データベース等の活用意向と展望

今後の活用意向については、全回答の約7割が 前向きな意向を示しており、特に実際に活用また は検討経験を有する部門では、今後の活用に対す る強い意欲がうかがわれた。公的データベースの 網羅性・追跡性・多様性に対する期待は大きく、 従来困難であった長期的アウトカム評価や因果関 係の分析、行政政策へのエビデンス提供など、多 様な目的に対する活用可能性が示された。実際に 公的データベース等の活用により「これまで実施 できなかった研究・分析が可能になる」との回答

¹¹⁾ 厚生労働省、「NDBデータの利活用の更なる促進について」、https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001114695.pdf

¹²⁾ 内閣府、次世代医療基盤法実績データ(2025年5月末)、https://www8.cao.go.jp/iryou/gaiyou/pdf/data-2025-5.pdf

は、全体として8割を超え、部門を問わず高い割 合を示していた。また、創薬の初期段階に関わる 研究で75.0% (12件/16件)、後期段階に関わる臨 床開発で3.3% (30件/36件) が「はい」と回答し ており、公的データベース等が新たな研究・開発 活動の基盤としても期待されていることがうかが える。こうした結果は、業界全体として公的デー タベース等への利活用に対する強い期待が共有さ れていることを示している。

また、データベース別の活用意向では、NDBが 最も高く95%が検討意向を示しており、次いで電 子カルテ情報DB、次世代DB、難病DB、DPCDB と続いた。上位に挙がった NDB や電子カルテ情 報DB、次世代DB、DPCDBは、いずれも基礎的 な診療情報を対象とする汎用性の高いデータベー スであり、特定の疾患群に限定されないという特 性が、広範な研究ニーズを反映して高い活用意向 につながっていると考えられる。とりわけ、電子 カルテ情報 DB については、現時点では整備途上 であるにもかかわらず高い活用意向が示されてお り、公的基盤としての構築・実装に対する業界の 強い期待が反映された結果といえる。一方で、難 病 DB やがん登録 DB などのように、疾患特異的 な情報を有するデータベースは、活用の必要性が 企業の注力領域に依存するため、全体としての選 択率は汎用的なデータベースに比べて低くなる傾 向がある。しかしながら、難病 DB は今回の結果 において比較的高い活用意向が示されており、特 定領域に注力する企業にとっては極めて有用な情 報基盤と認識されていることがうかがえる。また、 こうした疾患特異的なデータベースは、NDBや電 子カルテ情報 DB などとの連結や補完的な利用に より、より実践的な研究・分析に資する可能性が 高い。特に、予防接種 DB は、ワクチン接種の有 無という基本情報を提供するデータベースとし て、ワクチンに関する研究にとどまらず、免疫学 や感染症学など幅広い分野における分析基盤とし ての利活用が期待される。

したがって、今後の制度整備においては、まず は診療情報を広くカバーする基礎的なデータベー スの一刻も早い整備が最優先課題とされるととも に、疾患特異的なデータベースについても可能な 限り早期の整備・充実が求められる。特に、ベー シックなデータベースは他のデータベースと連結 して利用する際の前提ともなるため、整備が不十 分な場合にはデータ連結の活用自体が制約を受け ることにもつながる。

ただし、こうした活用意向は各企業の注力領域 や開発パイプラインの特性に大きく依存するた め、業界全体の総意として一律に評価するのでは なく、多様なニーズを前提とした柔軟な制度設計 が求められる。

5-3. 不足している情報・データ項目と活用ニーズ

公的データベース等において現在不足している と認識されている情報として、患者背景情報(社 会経済状況や日常生活情報など)やカルテ由来情 報(医師所見、治療効果、治療中断理由等)、臨床 検査値や画像・病理情報、バイオマーカーなどの 検査情報の整備が不十分であるとの指摘が多かっ た。特に画像検査情報については、活用ニーズが 一定程度存在するにもかかわらず、電子カルテ情 報データベースの現行構想においては提供対象に 含まれておらず、今後の拡充に対する要望が寄せ られた。また、同データベースで現在想定されて いる「3文書6情報」だけでは、高度な研究ニー ズに十分応えるには限界があるとの認識が広がっ ており、データ項目のさらなる充実が求められて いる。

さらに、医師記述や画像所見などに代表される 非構造化データの利活用についても、臨床判断や 患者状態の質的把握に有用であることから、構造 化・標準化に向けた取組みが必要とされている。 特に、自然言語処理技術の進展は、非構造化デー タの利活用を可能にする重要な契機となってい る。これらの情報の拡充により、疾患理解や薬剤 評価の精緻化、特定集団に対する追跡研究など、 より高度な活用の実現が期待され、ひいては、薬 事申請、製造販売後調査、個別化医療の推進、政 策立案を支える研究といった、多面的な領域での 展開が可能となる。

なお、こうしたデータ項目の拡充や整備にあた

っては、収集・管理・運用に係るコストも考慮し た持続可能な仕組みの構築が求められることか ら、費用対効果や財源確保のあり方についてもあ わせて検討が期待される。

5-4. 制度・運用における課題と利活用促進の論点

本調査では、制度・運用面において製薬企業が 直面している複合的な課題として、図8に示すよ うに利用時の申請手続きや費用、解析環境などが 特に多く挙げられた一方で、データ品質や公表義 務に関する懸念もあり、制度・運用面の課題は多 岐にわたっていた。こうした声の大きさに応じて 重点的に対応することは重要だが、特定の課題を 個別に解決すれば十分というわけではなく、総合 的かつ段階的な改善が求められる。

さらに、制度・運用面における実務的な課題へ の対応に加えて、企業が安心して利活用に踏み出 せる環境を整え、今後の利活用促進につなげてい くためには、より包括的かつ戦略的な方策が必要 である。以下に、本調査結果から抽出された主要 な課題に対応する形で、利活用促進に向けた8つ の方策を整理した。順序は、制度基盤の整備、利 用環境の改善、参入支援、利活用の広がり、社会 的発信という段階的な流れを意識して構成してい る。

① 制度・運用プロセスの合理化 利用時の申請手続きの簡素化や窓口の一本 化、提供までの期間短縮、費用構造の明示、 一定期間の利用を前提とした包括的な契約制 度の導入、提供内容の仕様整備といった制度 設計を通じて、企業が直面する実務上の障壁 を取り除くことが求められる。

② データの可用性と信頼性の向上 提供データの拡充、形式・更新頻度等に関す る仕様の明確化、構造化・非構造化データの 整備、品質保証体制の構築を通じて、利便性 と信頼性の高い情報基盤を形成する必要があ る。加えて、データの信頼性を中長期的に高 めていくためには、利用者によるフィードバ ックや品質報告の仕組みを整備し、継続的な データ改善を促す参加型の運用モデルの導入

も有効と考えられる。

- ③ 解析・インフラ環境の整備 クラウドやリモートアクセスへの対応、オン サイト制約の緩和、使いやすい解析ツールの 提供といった環境整備により、柔軟かつ持続 的な利活用が可能となる。
- ④ 情報保護と運用実効性の両立 過度な制約により実務が阻害されないよう、 利活用の現実性とセキュリティの両立を図っ た制度設計と柔軟な運用の確保が必要であ る。
- ⑤ 初回利用時の参入障壁の低減 初めての利活用に際する心理的・実務的ハー ドルを下げるため、パイロット枠の導入や明 快なマニュアル整備、事前アクセスの仕組み が有効である。
- ⑥ ユースケースの可視化と共有 過去の利活用実績、(費用、期間、成果などを 含む) を可視化し、ユースケースを公開・共 有することで、利活用を検討する企業の判断 材料となり、利活用の裾野拡大が期待される。
- ⑦ 公表ルールの整備と柔軟化 研究成果の性質に応じた柔軟な公表要件や、 論文化が困難な解析結果の発信先の整備を通 じて、公表義務と実務の整合性を確保するこ とが求められる。
- ⑧ 利活用の公益性・社会的意義の発信 公的データベース等は「国民のための資源」 であり、その利活用が社会保障政策や医療制 度の持続可能性に資することを、広く社会に 発信していくことが重要である。

以上の結果から、公的データベース等の制度・ 運用面に関する課題は、単なる技術的・手続的な 対応にとどまらず、制度全体の透明性・柔軟性・ ユーザビリティを包括的に向上させることが、今 後の利活用促進において極めて重要であると考え られる。

さらに、制度設計を担う当局だけでなく、利活 用を担う企業側においても、制度の趣旨を踏まえ た体制整備と活用の推進が求められる。単にデー タベースを利用するにとどまらず、活用による成 果の創出や、実務上の課題・ニーズのフィードバ ックを通じて制度改善に貢献するなど、利用者と しての主体的な役割を果たしていくことが重要で ある。

6. おわりに

公的データベース等の整備は着実に進み、産業 界、とりわけ製薬企業における利活用への関心と 期待も高まりつつあることが、本調査から明らか となった。制度面では連結解析を可能とする法改 正が国会で審議され、技術面でも仮名化や構造化 の取組みが拡充される中で、公的データベース等 は、単なる情報インフラにとどまらず、わが国の 医薬品開発や医療政策、社会保障制度の持続性を 支える中核的な基盤として、その重要性を一層増 している。

しかしながら、どれほど高度なデータベースが 整備されたとしても、それが実際に利活用されな ければ、期待される政策的・社会的意義を十分に 発揮することは難しい。現場の実務ニーズに即し た制度設計や運用が伴っていなければ、制度と現 場との間に乖離が生じ、結果として利活用が進ま ないという事態に陥りかねない。

一方で、公的データベース等の利活用に対する 期待は着実に広がっており、多様な医療情報を用 いた新たな研究構想も生まれている。これらを通 じて、従来困難であった研究や分析が現実味を帯 びてきている。医療情報基盤が連結・整備された 先には、それをどのような研究や実装に活かして いくのかという利活用のビジョンを、制度側と利 用者側の双方であらかじめ描いておくことが不可 欠である。すなわち、「基盤ができたこと」。自体を 終着点とせず、「何のために、どのように使うか」 を明確にし、共有していく姿勢が求められている。 このように、公的データベース等は一度整備し て終わりではなく、継続的な更新と進化が求めら れる社会的資源である。単発的な整備にとどまら ず、実際の利用者からの知見や要望を継続的に収 集・反映し、制度や運用を柔軟に改善していく「双 方向型の運用サイクルーの確立が不可欠となる。 特に、利活用経験を有する企業や研究者との対話 を通じて、制度設計と運用実態との乖離を埋めて いくことが、公的データベース等の真の価値を引

き出すための鍵となると考える。

今後、研究、開発、薬事、政策といった多様な 分野において、公的データベース等がより実践的 かつ戦略的に活用されていくためには、制度と ユーザーの間に存在するさまざまな障壁を丁寧に 取り除き、誰もが活用可能な資源として再構築し ていく姿勢が求められる。また、これらのデータ ベースは、患者や生活者である国民から提供され た情報に基づくものである以上、その活用が国民 の健康の向上に還元されるという信頼と理解を得 ることが不可欠である。自ら提供した情報が、将 来的に自分自身や家族の医療に役立つ可能性を含 んでいるという認識を社会全体で共有し、データ 活用への理解と共感を広げていくことが重要であ る。

こうした取組みを通じて、制度の柔軟性とユー ザビリティを両立させた、信頼性と持続性のある 医療情報基盤が構築されていくことを期待した V20